

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：亀岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2493
自給的農家数	686
販売農家数	1807
主業農家数	478
準主業農家数	87
副業的農家数	1242

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6309
女性	3180
40代以下	2233

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	87
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	45
農業参入法人	32
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

田	畠				計
		普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2630	110			2740
経営耕地面積	1317	103	84	19	1420
遊休農地面積	5.4	0.2			5.6
農地台帳面積	2690	149			2839

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	5
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	18

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2740ha	439.53ha	16.0%
課 題	個人の担い手は増えてきているが、集落組織での集積ができず、集落の組織づくりが必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 442 ha (うち新規集積面積 3 ha) 目標設定の考え方:前年度実績及び新規参入者取得面積過去3か年の平均を参考
活動計画	・担い手への農地利用集積計画を図る ・農地中間管理機構の行う利用集積の促進、協力を図る

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	13経営体	6経営体	5経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.2ha	2.0ha	2.4ha
課 題	担い手の支援・育成を行っているが、高齢化、後継者不足について深刻な状況となっている。新規就農者等の育成や、定年帰農者の確保を進めていくことが課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	3.0ha
活動計画	随時、就農希望者に対する就農相談や情報提供ができる体制をつくり、新規就農者の確保に努める。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 2746 ha	遊休農地面積(B) 5.6ha	割合(B/A×100) 0.20%
課 題	農業収入の低下による担い手不足、高齢化により所有者はもとより地域においても農地の維持管理及び集落自体の機能維持ができなくなっている。耕作放棄地解消には、農業をどうするのかという抜本的な考えをもとに、総合的な施策が必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1ha		
	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づく		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	140人	8月	9月～10月
	調査方法	農地利用最適化推進委員及び農業関係団体による耕作放棄地調査実施	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	10月～11月	12月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2740ha	0.4ha
課 題	早期に撤去・農地復元するよう関係機関に対して、農業委員会会长名にて書面にて報告とともに、行為者に對しても指導している。また、早期に農地復元するよう、都市計画法関連機関と共に指導している。同様の事案の発生を防止するため、農地パトロールを実施するほか、農業者に対し、周知を図る。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	・違反転用の是正指導等を隨時実施 ・農地パトロールの実施(7月～8月) ・農業委員会だよりでの農業者等への周知(1月)
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入